



28消技第2887号  
平成29年2月1日

有限会社 ベルテ  
代表取締役 殿

独立行政法人  
農林水産消費安全技術センター理事長



愛玩動物用飼料等の試験結果について（通知）

平成28年11月9日、当センター職員が貴社に立入検査した際に集取した愛玩動物用飼料等の試験結果を下記のとおりお知らせします。

なお、試験の結果、基準・規格に抵触しているものについては、備考欄にその旨記載しております。

記

愛玩動物用 飼料等の名称	試験の結果		備考
	試験項目	試験値	
ハイ-テック<グレインフリー>アラスカン・フィッシュ 成犬用	メシ	不検出	

(参考資料)

## ペットフード安全法における成分規格について

ペットフード安全法第5条において、ペットフードの使用が原因となって、愛玩動物の健康が害されることを予防する見地から、ペットフードの成分につき規格を定めることができるとされています。

現在、犬用及び猫用ペットフードについて、以下のような成分規格を設定しています。これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分類	物質等	上限値 [ 単位 : $\mu\text{g/g}$ ]		
カビ毒	ある種のカビが農産物に付着・増殖し、 産生する化学物質 (天然毒素) のうち、 ペットの健康に悪影響を及ぼすもの。	アフラトキシンB <sub>1</sub> 0.02 デオキシニバレノール 2 (犬用) 1 (猫用)		
	重金属等	自然界に広く分布し、ペットにとって 必須のもの、有毒なものがある。ペット フード等の汚染実態データから、健康 被害が発生する可能性のある物質に ついて基準値を設定。	カドミウム 1 鉛 3 砒素 15	
有機塩素 系化合物		現在、主要国では使用されていないが、 かつて使用されていた農薬の成分であり、 自然界では分解されにくく、土壌 等に残留し農畜産物を汚染しているもの。	BHC 0.01 ( $\alpha$ -BHC、 $\beta$ -BHC、 $\gamma$ - BHC 及び $\delta$ -BHC の合計量) DDT 0.1 (DDD 及び DDE を含む) アルドリン・ディルドリン 0.01 (合計量) エンドリン 0.01 ヘプタクロル・ヘプタ クロルエポキシド 0.01 (合計量)	
		農薬	ペットフードにおける農薬残留実態調査で 検出件数の多い農薬成分、さらに 食品及び家畜用飼料の調査で検出頻度 や違反が多い農薬成分から選定し基準 値を設定。	クロルピリホスメチル 10 ピリミホスメチル 2 マラチオン 10 メタミドホス 0.2 グリホサート 15
	添加物		適正な量を超えて使用された場合、ペットの 健康に影響を及ぼすおそれがあるもの について、健康影響に関するデータ などを考慮し、使用の上限值を設定。	エトキシキン・ジブチル ヒドロキシトルエン ・ブチルヒドロキシア ニソール 150g/t (合計量) 犬用は、エトキシキン 75g/t 以下 亜硝酸ナトリウム 100g/t
			その他	日用品に使用されることが多いメラミン 樹脂の主原料となる有機化合物である。 通常ペットフードの原料となること はないが、平成19年に中国産のペ ットフードに混入し、米国等の多数の 犬及び猫に健康被害が生じた。

## 単位 ( $\mu\text{g/g}$ 、 $\mu\text{g/kg}$ ) について

$\mu\text{g/g}$ 、 $\mu\text{g/kg}$  は、微量に存在する物質の濃度を表す単位である。

$\mu$  (マイクロ) は百万分の一を表しており、 $1\mu\text{g}$  = 百万分の  $1\text{g}$  である。

$\mu\text{g/g}$  は  $1\text{kg}$  (  $100\text{万mg}$  ) 中  $1\text{mg}$  含有することを表し、 $\mu\text{g/kg}$  は  $1\text{トン}$  (  $10\text{億mg}$  ) 中  $1\text{mg}$  含有することを表す。

ペットフード安全法では、安全基準値を  $\mu\text{g/g}$  で定めているが、本通知の試験値については  $\mu\text{g/kg}$  で表しているものもある。 $1\mu\text{g/g}$  =  $1000\mu\text{g/kg}$  である。